

# 明治維新 1

戊辰戦争(ぼしんせんそう)で勝利した新政府は、1868年に五箇条の誓文(ごかじょうのせいもん)を出した。

御誓文之御寫

廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス  
上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行  
官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ  
シテ倦マガラシメンテ要ス  
舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ  
智識ヲ世界ニ求メ大ニ

『太政官日誌 慶応4年 第1-2卷』太政官  
明治元-9 (1868-1876)【CZ-2-01a】

## 明治維新 2

五箇条の誓文(ごかじょうのせいもん)が出された翌日、人民の心得を示した五種の高札「五榜の掲示(ごぼうのけいじ)」が出される。キリスト教の禁止なども定められている。

### 第一札

定

一人ヲモテモ五倫ノ道ヲ正シテスヘキ事  
一 既ニ其業ヲ成ルルモノモテ懶シムヘキ事  
一人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盜ム等ノ惡業アル所ニ至ル事

慶應四年三月

### 第二札

定

何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒爾  
或ハ申合セ居リ居村ヲ立退キ候ヲ逃敵ト申ス堅ク御  
所へ申出ヘシ御稟奏下シルヘキ事

慶應四年三月

『法令全書 慶應3年』内閣官報局  
明治20-大正元(1887-1912)【CZ-4-1】

## 明治維新 3

明治維新の大きな目的は、明治新政府による中央集権国家の建設であった。1868年、江戸を東京と改称し、年号を明治に改め、翌1869年東京を新しい首都とし、天皇も政府も移った。



岡部精一『東京奠都の真相』仁友社  
大正6 (1917) 【GB431-184】

## 明治維新 4

新政府が全国の土地と人々を直接治める中央集権国家を作るため、1869年、木戸孝允(きどたかよし)や大久保利通(おおくぼとしみち)らが中心となり、土地や人民を朝廷に返上させる「版籍奉還」(はんせきほうかん)を実施した。

十 版籍奉還建白

明治二年、豊範病痾の故を以て、王政復古以、  
歳正月五日高知を發して、十日京都に着し、  
板垣退助以下、小南五郎右衛門、林龜吉等隨從、  
藩士廣澤兵助、肥前藩士大隈八太郎等の俊髦、  
屢彼等と會同し、密に大事を約す、これ即ち  
還せんとせる也。此案もと長藩士木戸孝允の  
二郎、木戸の内議を受け、豊信に傳へて其内  
しは、素より論を俟たざる也。二十日乃ち薩  
臣等頓首再拜、謹而按ずるに朝廷一日も失  
も假す可らざる者は大權なり。天祖肇て國  
系萬世無窮、普天率土其有に非るはなく、廿  
へ且奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私  
むこと能はず、是大權とす。在昔、朝廷海

沼田頼輔編『山内豊範国事功劳事蹟』  
昭和3(1928)【183-583】

# 明治維新 5

1871年、藩を廃止して県を置く「廃藩置県」(はいはんちけん)を実施。中央から府知事や県令を派遣する仕組みを作った。

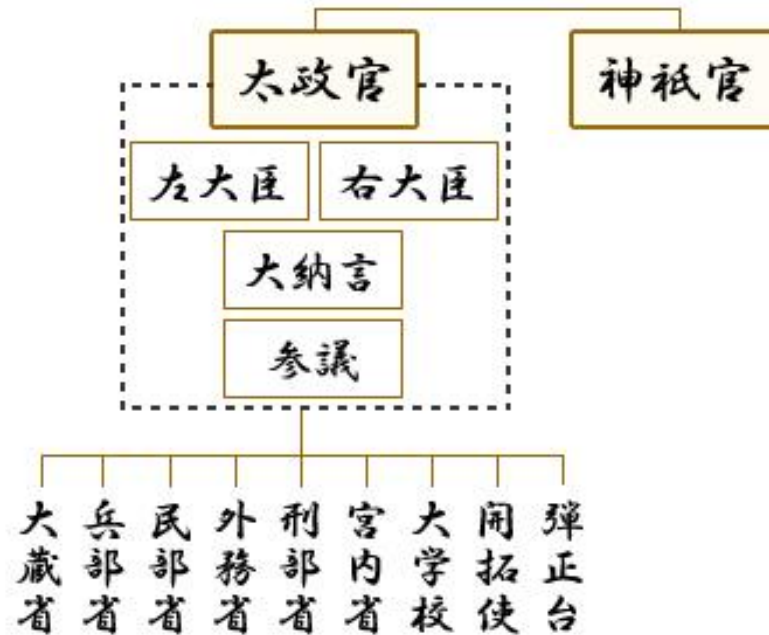


廃藩置県の図

## 明治維新 6

1869年7月には、中央集権だった日本古代の政治組織を復活させた「太政官制」を新政府の体制とした。木戸孝允(きどたかよし)、西郷隆盛(さいごうたかもり)、大久保利通(おおくぼとしみち)らは参議に任命された。

太政官制(二官六省制)  
1869年6月版籍奉還後



太政官制の図

## 明治維新 7

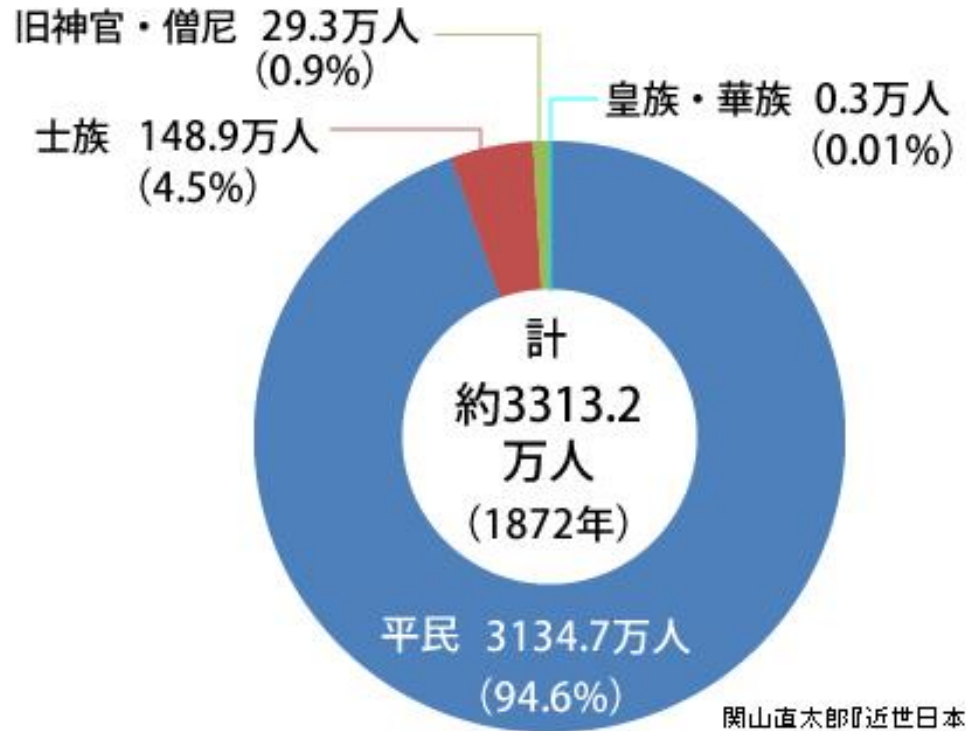
江戸時代の厳しい身分制度を廃止し、公家・大名は華族、武士は士族、農民・町人などは平民と呼ばれるようになった（四民平等(しみんびょうどう)）。



西村兼文『開化の本：初編』杉本甚助  
明治7(1874)【W32-11】

## 明治維新 8

1871年に「えた・ひにん」の呼び名を廃止する「解放令」が出された。ただし、すぐに差別が無くなったわけではなかった。



関山直太郎『近世日本の人口構造』  
吉川弘文館 1958 p.310 から作成

明治初めの身分別人口の割合